

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に付する
が休日は、
當日

告示

目次

退任した役員の氏名及び住所

理事

福

政

実

鳥取市服部二二八

宮本正

足山一八〇

松岡篤男

八頭郡河原町大字布袋二二八

山根正則

鳥取市円通寺八七三

片山律寿

長谷九九

前田義夫

上味野二五二一一

高村光輝

古海八三三一六

玉田定寿

西品治五五八

田中幸嘉

晚稻二三九

久嘉市

下味野三三八

坂下幸嘉

賀露町九一四

岩永正雄

八頭郡河原町大字袋河原三三五一

岡義男

鳥取市倭文四二〇

坂本義稔

下味野三三八

藤原広幸

野寺二四一一

鳥取県告示第五百九十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した
旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

- ◆告示
- 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良区の役員の退任（〃）
- 土地改良区の定款の変更の認可（〃）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 保安林の指定予定（造林課）
- 保安林の指定予定（五件）（〃）
- 選挙管理委員会の招集
- 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）
- 臨時教育委員会の招集（総務課）
- 教委告示
- ◆公安告示
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◆公 告
- 鳥取県職員採用上級試験の実施

監事	中 西 美都男	菖蒲二五五一一
徳田吉久	影井光雄	安長五二七一三
西垣久夫	古海六六七	湖山町南一一三三五
前田長一	竹生七七	西品治六〇九
中村嘉光	湖山町北六一二八九	高田善次郎
大西吉正	"	荻本茂
就任した役員の氏名及び住所	鳥取市服部二三八	奥田 稔
福政 実	足山一八〇	賀露町八四六
宮本 正	八頭郡河原町大字布袋三一八	安長三五九
松岡篤男	鳥取市円通寺八七三	八頭郡河原町長瀬二〇六
山根正則	上味野二五二一一	浦浜 隆
玉田定寿	古海八三三一六	賀露町八七八
前田義夫	晚稻二三九	高田善次郎
高村光輝	西品治五五八	荻本茂
古田幸雄	湖山町北一一一四二	奥田 稔
藤山嘉嘉	"	賀露町八七八
山岡義男	倭文四二〇	八頭郡河原町長瀬二〇六
戸原広幸	野寺二四一一	浦浜 隆
川戸正弘	"	賀露町八七八
宮脇準一	八頭郡河原町大字袋河原二七一	高田善次郎
就任した役員の氏名及び住所	鳥取市市長谷五二八	荻本茂
鳥取市長谷五二八	"	高田善次郎
朝月五三	"	賀露町八七八

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕面屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 若松宗知 米子市古豊千六四一一
平成元年五月一日退任

鳥取県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に

に基づき、関金土地改良区の定款の変更を平成元年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体

土地改良事業の名称

工事完了年月日

岸本町

農村総合整備モデル事業真野地区
ほ場整備

立岩地区

昭和五十六年三月三十一日

吉定地区

昭和五十九年三月三十一日

半川地区

昭和六十年三月三十一日

大寺地区

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県告示第六百二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市岩坪字奥梶谷ノ上一一四五の一、氣高郡鹿野町大字河内字別所山四二三〇から四二三二まで、四二五六、字岡ノ上七八七、八〇七、八〇九、八一〇、字下上野八四六、八五一、九〇〇、九二〇、青谷町大字龜尻字八幡谷二六七の一、二六七の二、字下家空五四〇、五四三、

地区(再編農業構造改善事業清山地区)
ほ場整備

昭和五十六年三月三十一日

農村総合整備モデル事業小野地区

昭和六十一年三月三十一日

福岡地区

平成元年三月三十一日

団体営ほ場整備事業小町地区

昭和六十年三月三十一日

農業用用排水農業用用排水

昭和六十三年三月三十一日

ため池等整備事業朽尾地区

昭和三十一年三月三十一日

単県土地改良事業狼谷地区農道整備

平成元年三月三十一日

字西山五六五の一、五六五の五、字竹ノ前三六二の三、三六三、大字山根字山ノ鼻七七九の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

鳥取市岩坪字奥梶谷ノ上一一四五の一、氣高郡鹿野町大字河内
字別所山四二三二、四二五六、字岡ノ上八〇七、八〇九、八一〇、
字下上野八四六、八五一、九二〇、青谷町大字龜尻字西山五六五
の一・五六五の五・字竹ノ前三六二の三・三六三・大字山根字山
ノ鼻七七九の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤崎町大字大父字坂ノ谷九六九、九七五の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

三 1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市小澤見字ビシャデン六七一の一、岩美郡岩美町大字浦富字上
内池田二九五六の二、氣高郡氣高町大字酒津字奥ノ谷一〇一九、一〇
二〇の一、鹿野町大字河内字飛田岸屋敷一二三四から一三六まで、
一二四九、字上野谷一四九の一から一四九の五まで、一一五〇の
一、青谷町大字大坪字天神五三三、五三七の一、五三七の二、五四一、
大字河原字家ノ空一四一八の一、字堂坂七三六の一、字佛教寺一二五
八、字家ノ前九五六の一

2 指定の目的

(1) 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

鳥取市小澤見字ビシャデン六七一の一、岩美郡岩美町大字浦富
字上内池田二九五六の一、氣高郡氣高町大字酒津字奥ノ谷一〇
九、一〇二〇の一、鹿野町大字河内字飛田岸屋敷一二三四から一
二三六まで、一二四九、字上野谷一四九の一から一四九の三
まで、一一四九の四、一一四九の五、一一五〇の一(以上三筆に

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ついて次の図に示す部分に限る。)、青谷町大字大坪字天神五三

三、五三七の一(次の図に示す部分に限る。)、五三七の二、五

四一、大字河原字家ノ空一四一八の一、字堂坂七三六の一、字佛

教寺一二五八、字家ノ前九五六の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採ができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(イ) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市上福田字八町谷八三九の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(イ) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字大根木谷九八七の三・九八七の一七・九八七の一八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字魚見谷二四一八の二、二四一一の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五号

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡閔金町大字閔金宿字上割二三九五の一・二三九六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び閔金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

鳥取県告示第六百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡溝口町古市字向原七五一の七、七五四の一八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

- 一 都市計画の種類及び名称
八頭中央都市計画公園 四・四・一号河原中央公園
- 二 都市計画を変更する土地の区域
- 三 追加する部分
八頭郡河原町大字渡一木字山川ノ上エ及び大字谷一木字天坪山地内
- 四 縦覧期間
平成元年五月二十三日から同年六月六日まで

選挙管理委員会告示

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づ
き、八頭中央都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用
する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画
の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に
意見書を提出することができる。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

平成元年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年五月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成元年五月二十六日（金）午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
 三 議題 第十五回参議院議員通常選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年五月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一日時 平成元年五月二十四日（水）午後三時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について

- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年五月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	エキサイトキングIVW	
ニューヤンキーIIIW		
ビッグタイガ-IVW		
ゴールデンクロス		株式会社ニューギン
レインボー		
コメット		
株式会社高尾		

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成元年5月23日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

1 試験の名称

平成元年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	45名程度
土木	3名程度
農業土木	9名程度
農業	11名程度
畜産	3名程度
林業	8名程度
社会福祉	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

試験の区分	受験資格
行政	昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者
農業土木	昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は平成2年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

試験の区分	受験資格
行政	昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第18条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成2年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
農業	昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18
畜産	
林業	
社会福祉	

各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成2年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成元年7月16日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

平成元年8月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、適性検査、人物試験及び身体検査とし、人物試験は個別面接により行う。

(2) 試験の期日及び場所

平成元年8月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

平成元年9月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

平成元年5月23日（火）から同年6月12日（月）まで。

なお、郵送による申込みは、平成元年6月12日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日及び第2・第4土曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

平成元年5月23日火曜日

報公県取戻

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験（多肢選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出題 分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、河川、道路、交通、港湾、衛生
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
農業	栽培学別論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜營養学、飼科學、家畜衛生学、畜産物利用学、農業経営一般
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
社会福祉	社会福祉概論（社会病理学及び社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査